



研究費の機能的運用について

vol. 1, 2, 3統合版

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

はじめに

日本医療研究開発機構（AMED）は、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行うことを目的としています。

医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担う機関として、これまで文部科学省、厚生労働省、経済産業省に計上されてきた医療分野の研究開発に関する予算を集約し、PD、PS、POを活用した基礎段階から実用化まで一貫した研究のマネジメントを実施するとともに、知的財産に関する専門家、臨床研究や治験をサポートする専門スタッフなどの専門人材による研究の支援、研究費申請の窓口や手続きの一本化によるワンストップサービス化などを実施しています。

こうした支援等による医療分野の研究開発を実施する環境の醸成を図り、生命を延ばすとともに生活や人生の質の向上をも含めた成果をいち早く人々に届けられる研究開発を実現し、「3つのLIFE」—生命・生活・人生—の具現化を目指す研究開発を支援することにより、医薬品や医療機器、医療技術など研究の成果をいち早く患者のみなさんに届ける速度の最速化を目指します。

<目次>

1. 研究費の機動的運用	
①研究費の増額（vol. 1）	1
②研究費の合算使用（vol. 1）※	2
③費目の大括り化、流用制限の緩和（vol. 1）※	3
④執行状況に応じた予算配分（vol. 2）	4
⑤年度を跨ぐ物品調達・役務提供に係る契約（vol. 3）	9
2. 研究事務の効率的実施	
①採択決定と契約締結等の予定日の明示（vol. 3）	15
②研究開始までの事前の準備（vol. 3）	16
3. 研究機器の合理的運用（vol. 1）※	20
4. 研究費の機能的運用（まとめ）	21
<参考> AMEDにおける「競争的資金における使用ルール統一」への対応	22
お問合せ先	23

※「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成27年3月31日関係府省連絡会申し合わせ）に対応した事項。

注）本資料は、検討等の上、順次、HPにおいて公表した事項をまとめたもの。上記「vol. 1」「vol. 2」「vol. 3」についてはHP「研究費の運用」（http://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html）の「研究費の機能的運用について」を参照。



1. 研究費の機動的運用

① 研究費の増額（v o l . 1）

AMEDの研究費では、実施中の研究の加速や医療分野の研究開発の推進に寄与するなどと認められる場合には、研究費を増額したり、公募時に採択課題数を増やしたり、新たな公募をすることとしています。

1. 研究の加速やより高度・広範な成果が得られるなどを見込める場合

研究計画の前倒しや研究内容の拡充などに伴う研究費の増額をすることが可能です。

2. 医療分野研究開発推進計画等における取組の一層の推進を図れるなどを見込める場合

公募時における優れた課題を採択するための採択課題数の増加や新たな研究課題の募集をします。

※これらの実施に当たっては、『科学技術イノベーション創造推進費』の一部を活用した『医療分野の研究開発関連の調整費』を用いて実施することとしています。



②研究費の合算使用※大学や公的研究機関等（v o l . 1）

1. 機器の合算購入

AMEDの研究費では、一定の要件を満たしていることを事前に確認を受けることにより、研究に用いる機器を他の研究費との合算により購入することが可能です。

- (i) AMEDの研究費との合算に支障のない資金との合算であること。
- (ii) 合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること。
- (iii) 同一機関に所属する研究者に配分された資金の合算であり、研究者が所属機関の変更（異動）を行う場合でも、当該委託研究の推進に支障の生じないこと。

事例1) AMEDの委託研究の2事業を合算して、大型研究機器を購入する場合。

事例2) AMEDの委託研究と他機関の委託研究を合算して、共通利用可能な分析機器を購入する場合。

2. 旅費等の合算使用

AMEDの研究費では、研究の実施に必要な旅費や消耗品について他の研究費との合算により支払いや購入することが可能です。

事例1) AMEDの研究と他の研究の用務を合わせて出張を行う場合で、それぞれに経費を適切に区分できる場合

事例2) 消耗品を購入する場合で、AMEDの研究と他の研究との間で使用区分を明確にした上で、その区分に応じて経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合



③費目大括り化、流用制限の緩和（vol. 1）

1. 費目大括り化、流用制限の緩和

AMEDの研究費では、経費の費目を4つに大括り化するとともに、これらの間の流用について承認を要さない範囲を直接経費総額の50%以下（この額が500万円未満の場合は500万円）に制限を緩和しています。

また、承認を要するものであっても、合理的に審査等を実施し、迅速な手続きを実施します。



④執行状況に応じた予算配分（vol. 2）

AMEDでは、研究費の機動的運用として『医療分野の研究開発関連の調整費』を用いた研究費の増額など、研究成果の最大化に寄与することとしていますが、更なる研究費の機動的運用として、予算の範囲内で、研究の進捗状況に応じた研究計画の最適化を図る観点から、AMEDの課題管理において必要と認められる場合には、研究費の増額又は減額をし、より一層の研究成果の最大化に寄与することとしています。

1. 短期的な加速が見込めるもの

一定の期間での研究計画の前倒しに伴う研究費の増額

2. 比較的小規模な範囲での内容充実や他の側面での付加価値などが見込めるもの

より充実した成果の導出や医療分野における他の領域等に応用が可能となった研究等への研究の増額

3. その他、研究の進捗や経費の執行など状況に応じた研究費の増額や減額をするもの

1. 2. の他、研究計画を最適化することに伴う当該年度の研究費の増額や減額

<参考>調整費による研究費の機動的運用のイメージ

当 年 度												翌年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
		調 整 費 (年 2 回 配 分)										
当 初 予 算												

調整費による前倒し、
変更等を翌年度予算
に反映

<医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針> (平成26年6月 健康・医療戦略推進本部決定) 抜粋

- ① 現場の状況・ニーズに対応した予算配分 (理事長裁量型経費)
 - (ア) 日本医療研究開発機構の理事長がPD等の意見を勘案して、年度の途中で研究開発が加速する等の理由により、追加的に研究開発費を配分することが研究開発の前倒しや研究開発内容の充実等に効果的と判断した事業について配分。
 - (イ) 理事長がPD等の意見を勘案して、健康・医療戦略等の取組を一層推進する観点から、特に優れた課題の採択数の増加や新たな研究課題の公募等が望ましいと判断した事業及び新たな事業について配分。
- ② 推進本部による機動的な予算配分 (トップダウン型経費)
 - (ア) ある領域において画期的な成果が発見された等により、当該領域へ研究開発費を充当することが医療分野の研究開発の促進に大きな効果が見込まれる場合に配分。
 - (イ) 感染症の流行等の突発事由により、可及的速やかに研究開発に着手する必要が生じた場合に配分

調整費の配分方針イメージ

■ 配分方針(健康・医療戦略推進本部決定)

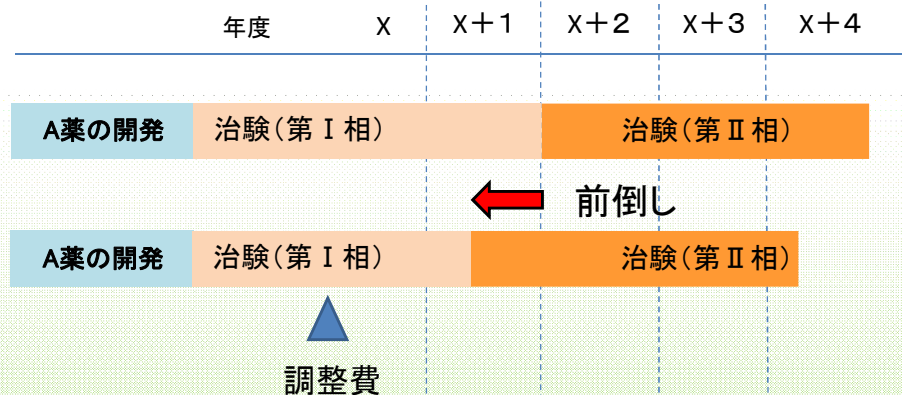
- (1) **加速**: ①前倒し: 研究開発の前倒し、②充実: 研究開発内容の充実等
- (2) **新規**: ①新規事業の開始、②事業内新規研究課題の開始等

※いずれも上段は当初計画、下段は調整費投入後の計画を図示した。

●「加速」の例

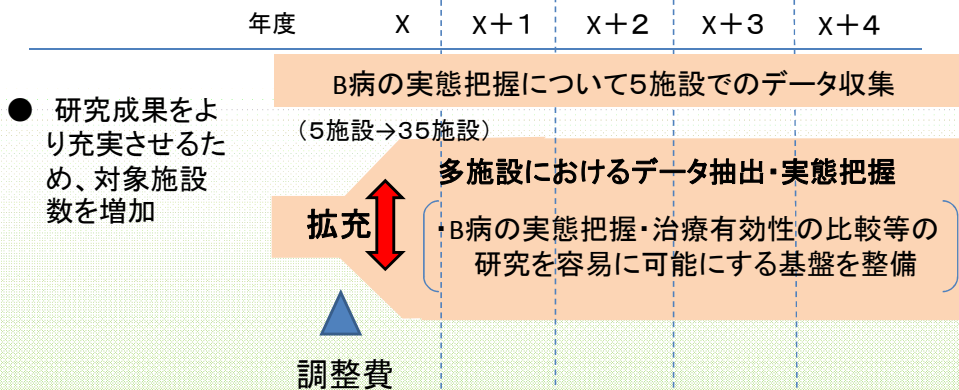
【①前倒し: 新たな医薬品開発スケジュールの前倒し】

★ 治験(第I相)の期間を半年程度短縮して、全体の行程を前倒し



【②充実: B病の研究基盤の構築を拡充】

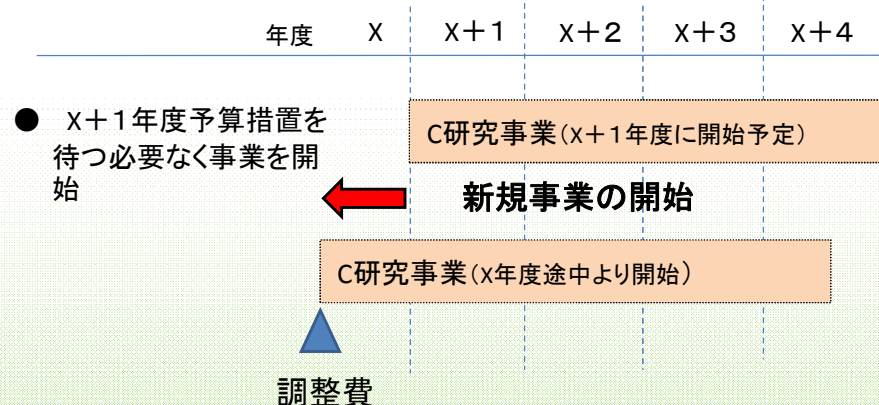
★ 対象施設を増やし、B病の研究基盤を拡充



●「新規」の例

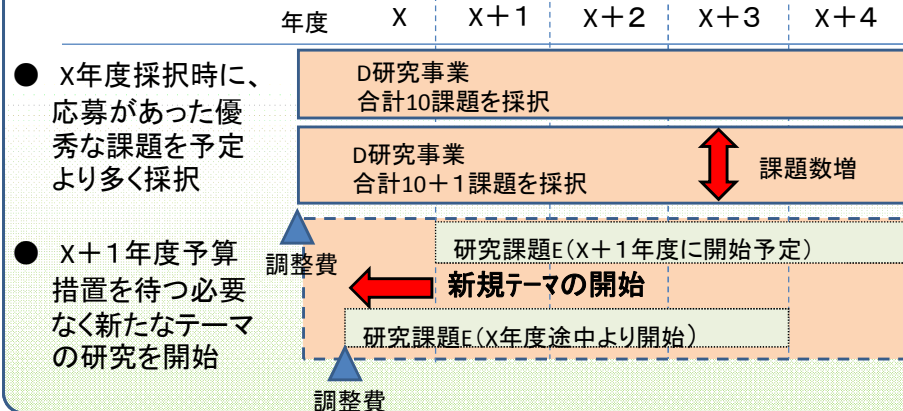
【①新規事業: 新たに推進が必要なC研究事業の開始】

★ 新規事業であるC研究事業を年度途中から開始

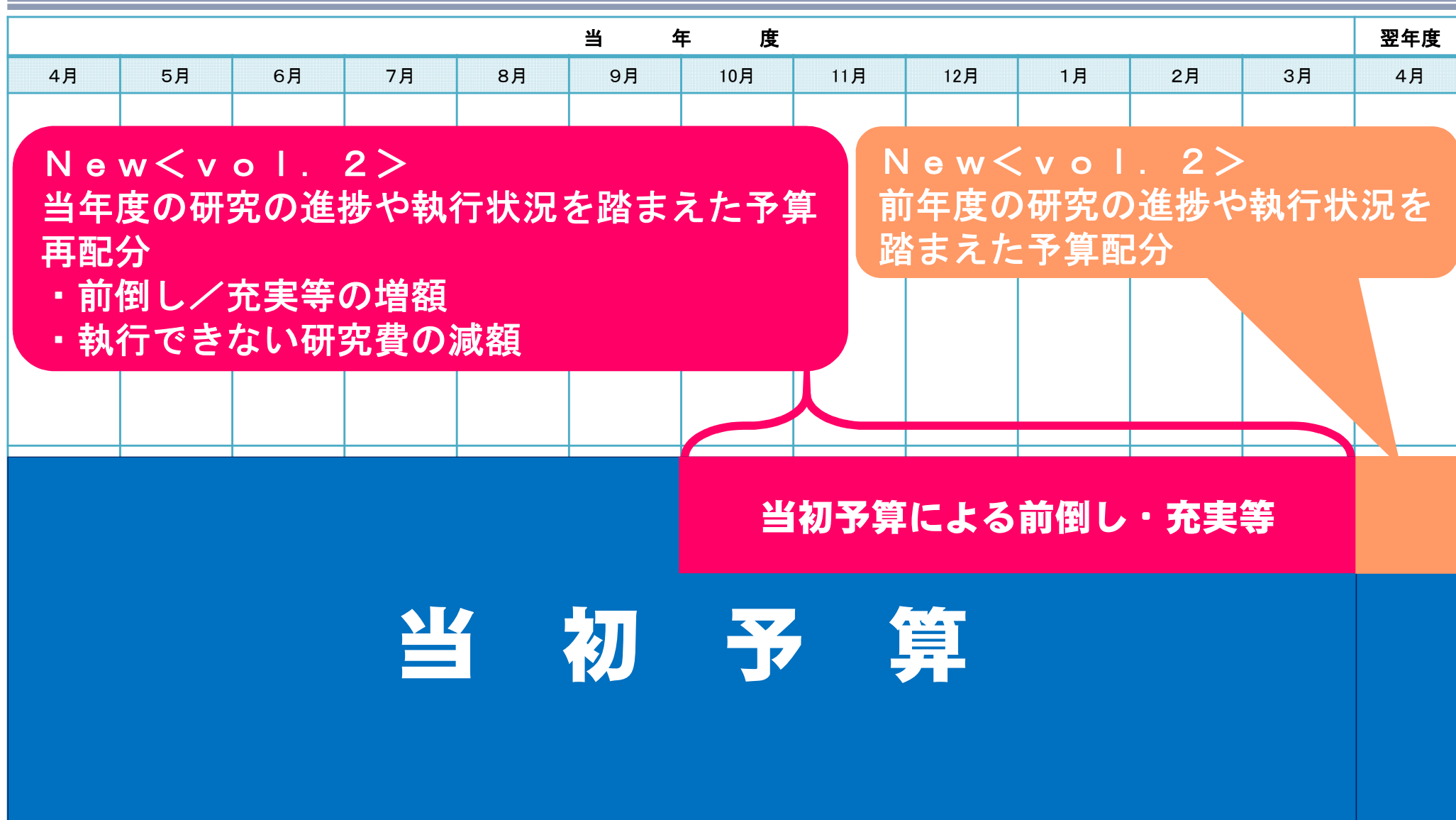


【②事業内新規研究課題: 既存事業の中で新しい課題を開始】

★ 既存事業であるD研究事業において、



<参考>当初予算による研究費の機動的運用イメージ



＜参考＞執行状況に応じた予算配分の資金移動フロー

	X年度	X+1年度	X+2年度	
課題 A <small>＜前倒し、充実等の例＞</small>	契約時計画： 500	契約時計画： 500	契約時計画： 500	計 画： 1500 配分後： 1600
	加速： +100	加速： $\Delta 100$	充実等： +100	
課題 B <small>＜計画変更、未執行の例＞</small>	契約時計画： 500 <small>↑ 充 当</small>	契約時計画： 500 <small>↓ 充 当</small>	契約時計画： 500 <small>↑ 充 当</small>	計 画： 1500 配分後： 1400
	計画変更： $\Delta 100$	計画変更： +100	未執行： $\Delta 100$	
	計 画： 1000 配分後： 1000	計 画： 1000 配分後： 1000	計 画： 1000 配分後： 1000	

- 「執行状況に応じた予算配分」とは、研究成果の最大化を図るため、各年度において、同事業内の各課題における研究費の増／減要因の発生を踏まえ、AMEDの課題管理において必要と認められる場合には、予算の範囲内で増／減額の措置を講じるものです。
- なお、上記の課題間の充当に相関関係はありません。



⑤年度を跨ぐ物品調達・役務提供に係る契約（vol. 3）

AMEDの研究費では、研究機関とAMEDの間の委託研究開発契約が年度毎（単年度契約）となることから、

- 契約から納品及び検収までが年度を跨ぐ研究機器の購入
- 契約から完了及び検収までが年度を跨ぐ試験・分析の実施

などの実施が困難となっていました。

この従前の取扱いを見直し、

- ①研究機関等と業者等の間で、
- ②研究開発の準備のため、前年度に契約したものでも、
- ③役務・物品等の提供が当年度になされた結果、当年度の研究に利用し、当年度に支出が発生するものについては、
- ④当年度の予算及び委託研究開発契約に盛り込んでいる範囲で、当年度のAMEDからの交付の対象とする

ことを可能としました。

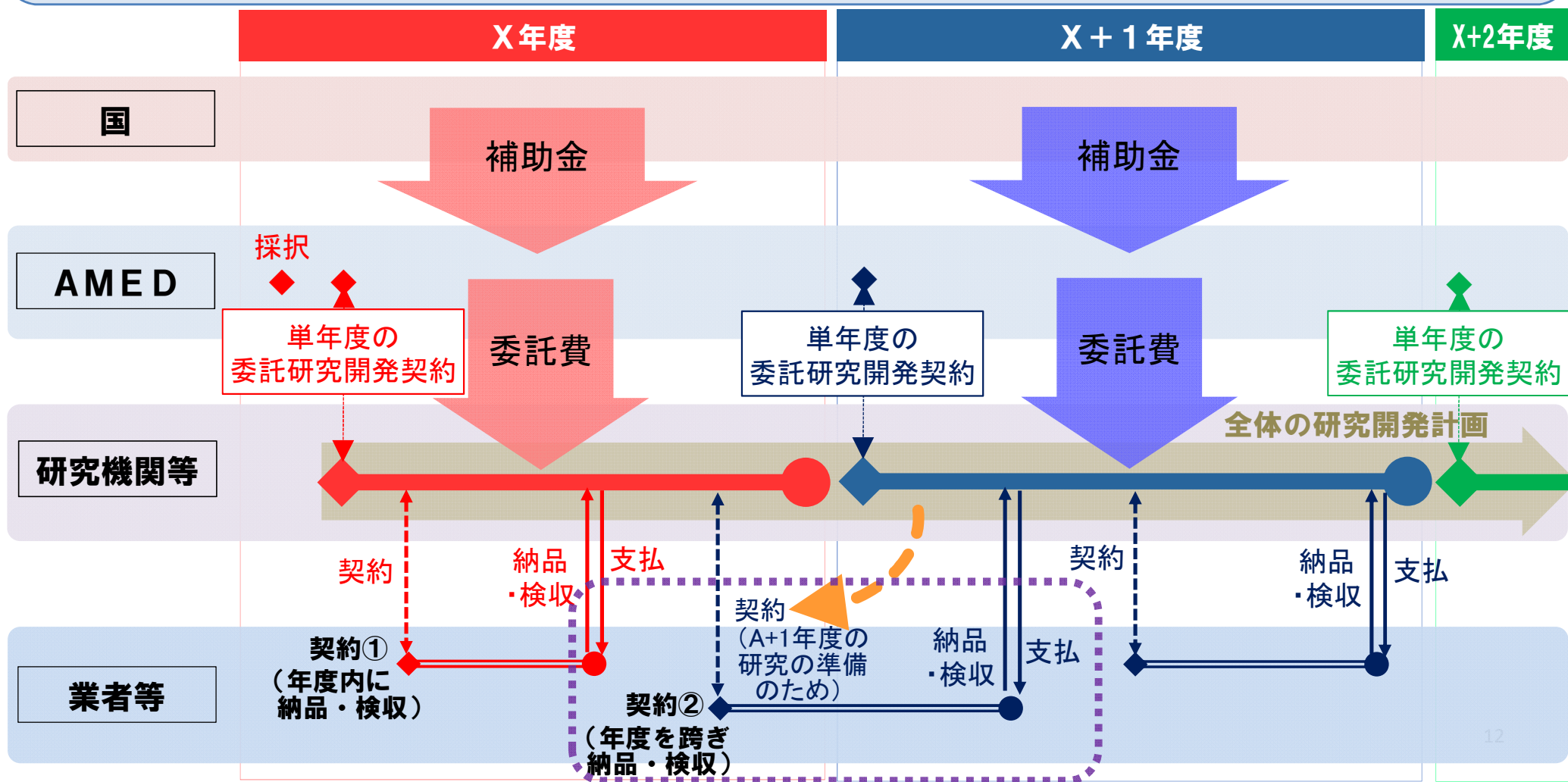
なお、研究開発計画上、調達した研究機器や試験・分析の仕様や内容が適切であるなど、その必要性をAMEDが認める場合に限られます。

※AMEDから交付を受ける補助事業については対象外です。

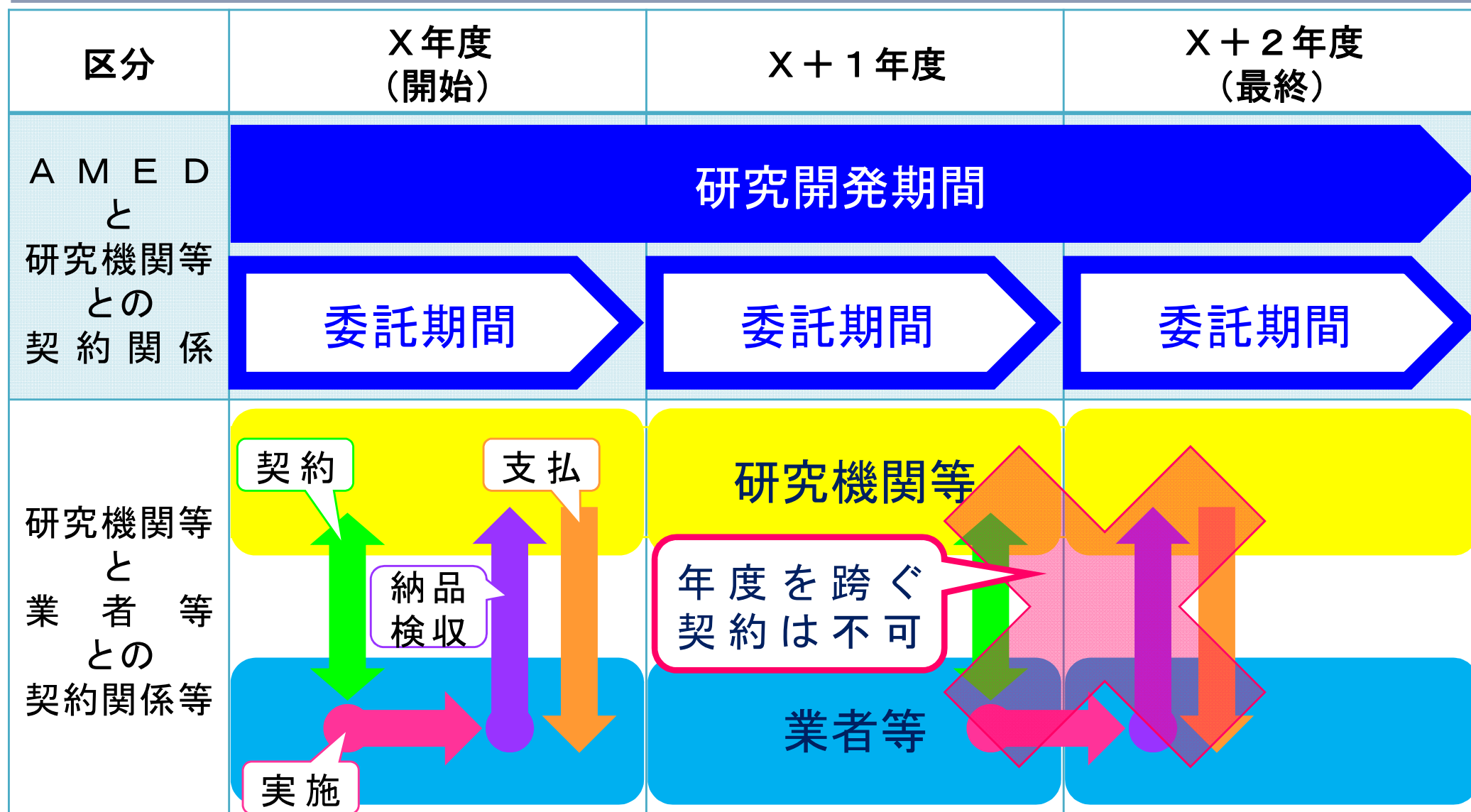
当年度の研究開発の準備のために、前年度に契約した場合の取扱い

委託研究開発契約について、従前の取扱いを見直し(「委託研究開発契約事務処理説明書」の修正等)、

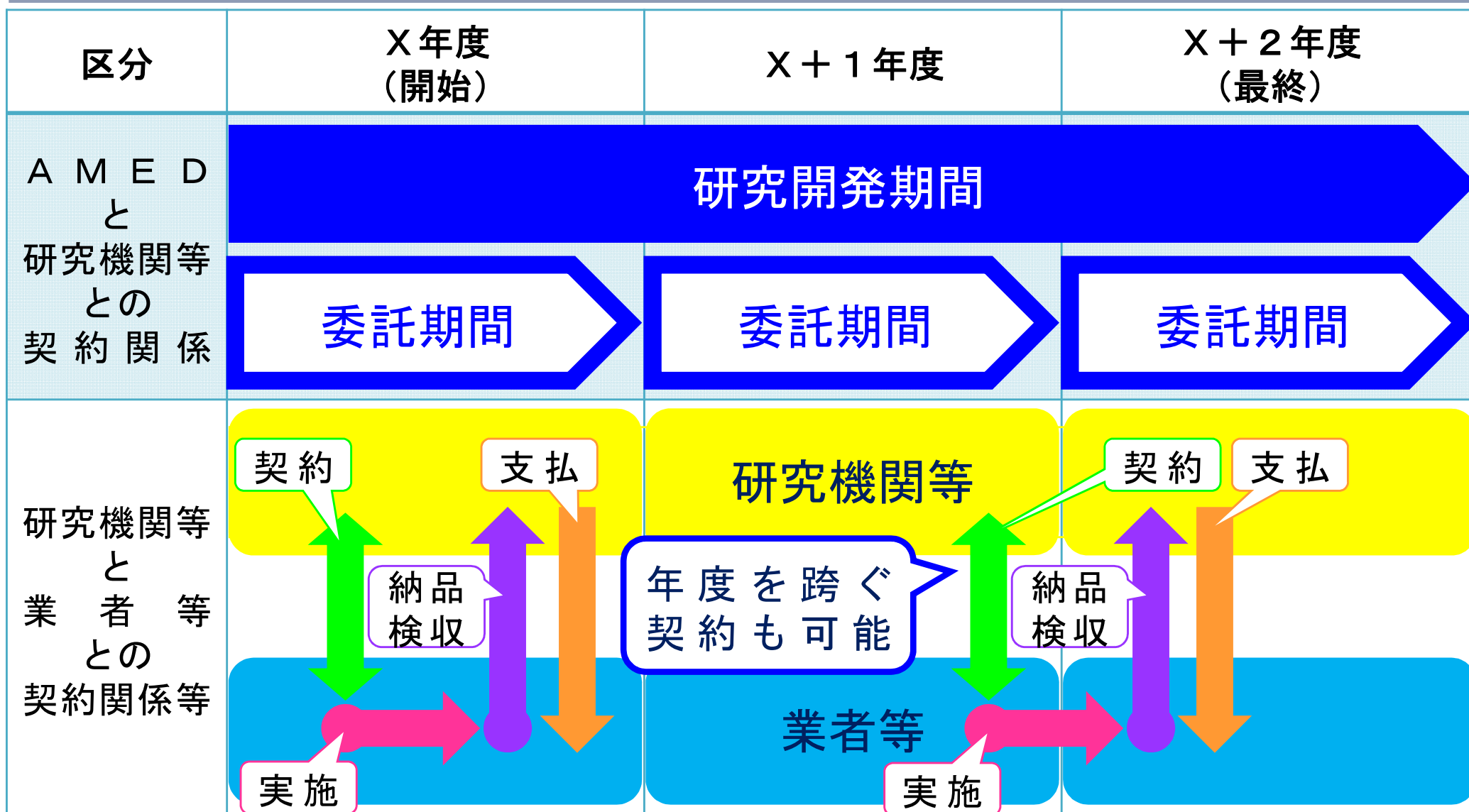
- ①研究機関等と業者等の間で、
- ②研究開発の準備のため、前年度に契約したものでも、
- ③役務・物品等の提供が当年度になされた結果、当年度の研究に利用し、当年度に支出が発生するものについては、
- ④当年度の予算及び委託研究開発契約に盛り込んでいる範囲で、当年度のAMEDからの交付の対象とする。



【見直し前】年度を跨ぐ物品調達・役務提供に係る契約 (研究開発期間が三年の場合)



【見直し後】年度を跨ぐ物品調達・役務提供に係る契約 (研究開発期間が三年の場合)



【年度を跨ぐ物品調達・役務提供に係る契約の具体例】

＜年度跨ぎの契約として認められるもの＞

- 契約から納品及び検収までが、研究開発期間（委託研究開発を行う通算期間）内において翌年度に跨ぐ研究機器の購入など物品の調達
（例：国際入札による購入品、受注生産品、海外からの輸入品等）
- 契約から完了及び検収までが、研究開発期間内において翌年度に跨ぐ試験・分析の実施など役務の提供
（例：原薬等の長期保存試験、毒性試験）

【年度を跨ぐ物品調達・役務提供に係る契約の具体例】

＜年度跨ぎとして認められないもの＞

- 契約から納品・検収及び支払いまでが三ヶ年度以上となるもの。
- 契約、納品及び検収が前年度に完了し、支払いだけが年度を跨いだもの。
- 事業の研究開発期間における初年度において、その契約締結以前に年度を跨ぐ契約を締結したもの。
- 事業の研究開発期間における最終年度において、その翌年度に跨ぐ契約を締結したもの。

上記の他、研究開発計画上、調達した研究機器や試験・分析の仕様や内容が不適切であるなど、その必要性をAMEDから認められないものは対象外となります。



2. 研究事務の効率的実施

①採択決定と契約締結等の予定日の明示（vol. 3）

AMEDでは、公募の際、採択決定の予定日、契約締結や交付決定（以下「契約締結等」）の予定日を明示することとします。

これは、

- 提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究計画を立てて頂けること。
- 採択決定後、契約締結等までの間で、予め可能な準備を実施して頂き、契約締結後、速やかに研究を開始頂けること。

などを考慮したものです。

この予定日に契約を締結等するためには、研究開発計画（研究開発費や研究開発体制を含む。）の作成や調整について、研究機関等のみなさんの御尽力を頂くことが必要となります。

AMEDにおいても、評価委員との調整などを速やかに実施し、早期の契約締結等に努めていきます。

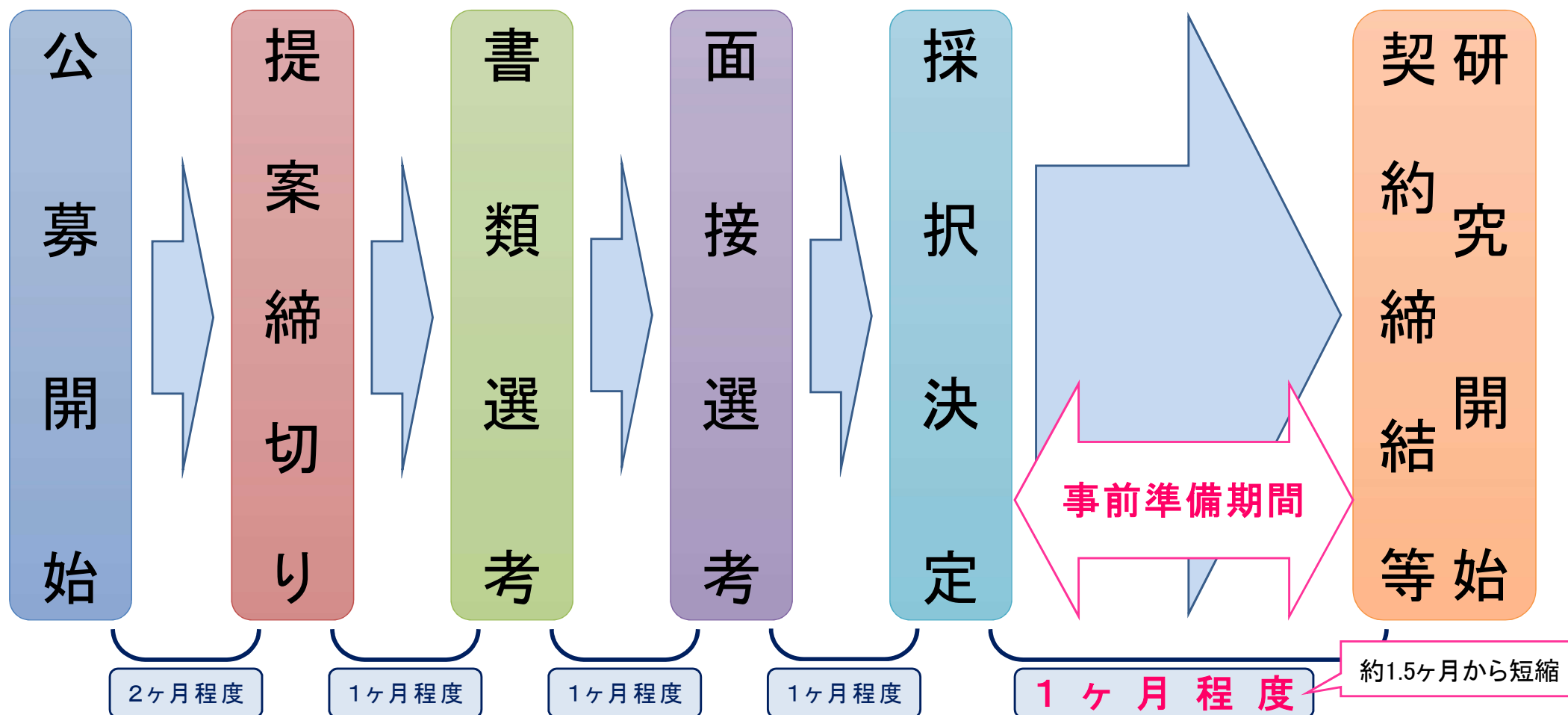
②研究開始までの事前の準備（v o l . 3）

AMEDの研究費では、採択決定後や二年度目以降の契約締結等までの間において、一定の準備を実施して頂くことが可能です。

採択決定後や二年度目以降の契約締結等までの間に、事前の準備を実施して頂くことにより、契約締結等の後、速やかに研究を開始して頂けます。

これにより、ひいては研究開発実施期間の十分な確保に繋がるものと考えています。

標準的な公募から研究開始までのスケジュール（初年度）



上記は、標準的なモデルを記載しており、特殊性を有する事業や年度当初から開始する事業で早期に公募するものなど、流れや期間が公募毎に異なる場合があります。

研究開始までの事前準備の具体例（初年度）

<事前の準備として実施することが可能なもの>

- ▶物品調達、役務、外注、運搬、工事等に関するもの
仕様や図面や指示書の作成、見積りの徴取、調達手続き（契約締結（口頭を含む。）など約することを除く。）
- ▶人員の雇用に関するもの
面接、雇用に向けた手続（雇用契約締結を含む。）

<事前の準備としては認められず経費が充当されないもの>

- ▶物品調達、役務、外注、運搬、工事等に関するもの
契約締結（口頭を含む。）など約すること、納品及び検収、支払い
- ▶人員の雇用に関するもの
委託契約締結前の業務実施に伴う給与
- ▶出張に関するもの
旅行の依頼・命令、旅行の開始・完了、旅費の支払い

研究開始までの事前準備の具体例（二年度目以降）

<事前の準備として実施することが可能なもの>

- ▶物品調達、役務、外注、運搬、工事等に関するもの
仕様や図面や指示書の作成、見積りの徴取、調達手続き（契約締結（口頭を含む。）など約することを含む（委託研究開発契約に限る。））。
- ▶人員の雇用に関するもの
面接、雇用に向けた手続（雇用契約締結を含む。）
- ▶出張に関するもの
旅行の依頼・命令

<事前の準備としては認められず経費が充当されないもの>

- ▶物品調達、役務、外注、運搬、工事等に関するもの
納品及び検収、支払い
- ▶出張に関するもの
旅行の完了、旅費の支払い

3. 研究機器の合理的運用（v o l . 1）

1. 研究費（委託）において取得した研究機器

AMEDの研究費（委託）により購入する研究機器は、大学や公的研究機関等（以下「機関」）の場合、原則、所有権の移転は不要としています。

これにより、AMEDの研究に支障を及ぼさない範囲において、機関の物品管理規定に従って機関の判断で他の研究に使用することが可能です。

2. 研究費（補助）において取得した研究機器

AMEDの研究費（補助）により購入する研究機器の所有権は、大学や公的研究機関など（以下「機関」）に帰属します。

従前は、『業務時間外の時間帯や休日』に限り他の研究での使用が可能でしたが、AMEDの研究においては、AMEDの研究に支障を及ぼさない範囲において、AMEDの補助先での他の研究での使用については使用実績の報告を、AMEDの補助先から他の機関への貸付けは管理協定等を締結の上で使用実績の報告をすることにより、機関の判断で他の研究に使用することが可能です。

4. 研究費の機能的運用（まとめ）

【研究費の機動的運用】

- 研究費の増額や採択課題数の増、研究開発課題の新設を機動的に行うことにより、研究の機動性を確保し、研究の加速や内容を充実する環境を整備
- 経費の柔軟使用を可能とすることにより、最適な研究開発計画による研究の実施を可能とするとともに、研究費の管理業務を低減化し、研究に注力する環境を整備
- 年度を跨ぐ契約を可能とすることにより、最適な研究開発計画の立案を可能とし、より適切に研究を実施する環境を整備

【研究事務の効率的実施】

- 契約締結等の予定日の明示、採択決定から契約締結までの期間短縮、事前準備の具体例の明確化により、最適な研究開発計画の立案や事前の準備を可能とし、研究開発期間を実質的に確保する環境を整備

【研究機器の合理的運用】

- 購入した研究機器を目的の研究と他の研究での使用を可能とすることにより、研究機器の購入・使用の合理性・効率性を確保し、研究内容を充実する環境を整備

研究費の機能的運用を可能とすることにより、研究成果の最大化に寄与

<参考>AMEDにおける「競争的資金における使用ルール等の統一」への対応

「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成27年3月31日関係府省連絡会申し合わせ：平成29年4月20日改正）

1 趣旨

研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるように競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手が向上し、研究者は的確に研究資金を活用し、研究により専念できることとなり、より多くの、より優れた研究成果が期待できる。

競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化は、研究の生産性の向上につながり、ひいては、科学・技術を通じた、国民生活の質的向上及び我が国経済の持続的成長へ寄与するものであることから、今般、以下の手続きを実施する。

	項 目	AMED事務処理説明書等	機能的運用への記載
2 年度末までの研究期間の確保	(1) 事業完了後速やかに事業完了届を提出させ、事業の完了と研究成果の検収等を行う。 (2) 条件を満たした場合、会計実績報告書の提出期限を年度終了後61日以内まで可能とする。	委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して <u>翌々月末(61日)以内</u>	—
3 使用ルールの統一	(1) 耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品は備品として、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の物品は資産として管理する。 (2) 直接経費の使途に関し、消耗品やパソコンについても、事業の目的遂行に必要と認められるものは購入可能とする。 (3) 研究機器等について、リースだけでなく、購入も選択出来るようにする。	・資産管理対象(企業等)：取得価格が <u>50万円以上</u> かつ使用可能期間が <u>1年以上</u> のもの。 ・研究上、必要な合目的性のあるものの取得やその形態に制限は設けていない。	○
4 購入した研究機器の有効活用	(1) 購入した研究機器について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に他の研究開発に使用する場合、報告書の提出をもって大臣等の承認があったものとして取り扱う。 (2) 各府省から貸付けを受けている研究機器について、一時的に他の研究開発に使用する場合、報告書の提出を行わせる。 (3) 各府省は、研究機器の管理者からの報告を受けた場合、必要に応じて関係府省と共有する。	<u>一時的他使用可能</u>	○
5 研究費の合算使用	(1) 旅費は、「他事業分の出張と明確に区分出来る場合」、消耗品は、「他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分出来る場合」等の要件により、合算による使用を可能とする。 (2) 補助事業により購入した研究機器は、購入機関の財産であり、国は、財産処分取扱いについて、制度別に各持ち分の整理をする。委託事業では、国の他の補助金や研究機関の単独費を合算して購入することは考えにくい、複数省庁の委託費との合算も、所有権の問題をどう整理するか検討が必要。	<u>合算使用可能</u> ※(2)は大学や公的研究機関等に限る。	○

	項 目	AMED事務処理説明書等	機能的運用への記載
6 報告書の様式の統一	(1) 費目構成は、「府省共通経費取扱区分表」による取扱いを徹底する。 (2) 様式について、会計実績報告書の金額の部分について、所定の様式の内容を記載させる。 (3) 金額以外の部分についても、統一化、簡素化を検討し、順次実施する。	・費目構成は「 <u>府省共通経費取扱区分表</u> 」を使用。 ・会計実績報告も同様。 ・研究成果の年度報告書の様式について簡素化を進めるとともに、事後評価時に提出を受ける報告書を整理・蓄積する。	○
7 応募申請様式の統一	(1) 研究代表者情報等の基本的な情報については、原則として関係府省統一の様式とする。	関係府省統一の様式に従いAMEDとして様式の構成の見直しを実施。	—

※8, については省略。